

○清須市介護保険地域密着型サービス運営委員会設置要綱

平成18年3月1日
告示第3号

(設置)

第1条 介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第42条の2第5項、第54条の2第5項、第78条の2第6項、第78条の4第5項、第115条の11第4項及び第115条の13第5項に基づき、地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービスの適正な運営を確保するため清須市介護保険地域密着型サービス運営委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次の掲げる事項とする。

- (1) 市が行う地域密着型サービスの指定に際し、市長に対して意見を述べること。
- (2) 市が行う地域密着型サービスの指定基準及び介護報酬の設定に際し、市長に対して意見を述べること。
- (3) 地域密着型サービス事業者の質の確保、運営評価その他市長が地域密着型サービスの適正な運営を確保する観点から必要であると判断した事項について、協議すること。

(委員会)

第3条 委員会は、13人以内とし、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 介護保険の被保険者(1号及び2号)
- (2) 介護サービス・介護予防サービスの利用者
- (3) 介護サービス・介護予防サービスの事業者
- (4) 地域における保健・医療・福祉関係者
- (5) 学識経験者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任は妨げないものとする。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 委員長は委員会を総括する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議等)

- 第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、会議の議長となる。
- 2 委員会は、必要に応じ委員会に関係者を出席させ、説明又は意見を聞くことができる。
 - 3 委員会は、必要に応じ日常生活圏域ごとに分科会を置くことができる。

(事務局)

- 第7条 委員会の事務局は、健康福祉部高齢福祉課に置く。

(委任)

- 第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この告示は、平成18年3月1日から施行する。
- 2 第6条の規定にかかわらず、この告示施行後、最初の委員会の招集は健康福祉部高齢福祉課長が行う。